

記入例

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

氏名又は名称 赤磐市役所水道
住 所 赤磐市下市344番地
代表者氏名 赤磐太郎 (印)

① 指定給水装置工事事業者講習会（日本水道協会岡山県支部主催）の受講実績（公表：可・不可）

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 受講した ・ <input type="checkbox"/> 受講していない
（未受講の場合、その理由）※非公表

② 指定給水装置工事事業者の業務内容（公表：可・不可）

営業時間 : 開始 8 時 3 0 分 終了 1 7 時 1 5 分	休業日 : <input checked="" type="checkbox"/> 土曜 (□第1 □第2 □第3 □第4) □夏季 (該当部に <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 日曜 (□第1 □第2 □第3 □第4) <input checked="" type="checkbox"/> 年末年始 <input checked="" type="checkbox"/> 祝日 □その他 (GW)
漏水等修繕対応 (<input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否)	
□受水槽・ポンプ <input checked="" type="checkbox"/> 屋内配管 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外配管 (掘削を伴う) <input checked="" type="checkbox"/> 蛇口等給水栓 □給湯器 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ (ボールタップ等) □その他 ()	
対応工事種別 (新設・改造 等)	
配水管からの分岐 ~ 水道メーター ~ 宅内給水装置 (新設・改造)	

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）（公表：可・不可）

受講者名 (公表対象外)	研修会名 (自社内研修については内容記載)、実施団体	受講年月日
赤磐 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和〇年〇月〇日
赤磐 一郎	自社内研修 ○〇に関する研修	令和〇年〇月〇日

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況（公表：可・不可）

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事 (施工する・施工しない)

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	※下記経験 (○・×を記入)	資格等の有無 (○・×を記入)		工事 年度
			保有している資格等	
赤磐 太郎	○	○	給水装置工事主任技術者	R04
赤磐 一郎	○	○	配水管技能者	R04
赤磐 二郎	○	×	講習会修了者	R04

※配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか。

※保有している資格等の証明書類の写しを添付してください。

※資格を有さなくても、経験を有すれば記入してください。

指定給水装置工事事業者更新時確認書
記入要領

○基本事項

- ・ 太枠内をご回答ください。
- ・ 公表にはホームページ等への掲載を含みますので、注意してご回答ください。
- ・ 回答欄におさまらない場合は必要に応じてコピー等の対応をお願いいたします。

① 指定給水装置工事事業者講習会（日本水道協会岡山県支部主催）の受講実績

- ・ 日本水道協会岡山県支部主催の指定給水装置工事事業者講習会を受講したか。
(未受講の場合はその理由を記載 ※非公表)

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間 ・・・営業時間を記入してください。
休業日 ・・・該当部に☑を入れてください 夏季休暇=8月のお盆期間 年未年始=12月26日～1月5日の間に休む場合は☑を入れてください
漏水等修繕対応 ・・・市民からの漏水等修繕依頼に対応されるかどうか回答ください。 対応可能な場合は対応可能項目を丸で囲んでください。 <u>※あくまでも基本的な方針であり、現場状況・事業者の都合により対応不可となる場合を加味せずに回答してください。</u>
対応工事種別 ・・・対応工事種別を選び施工可能範囲を丸で囲んでください。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績

給水装置工事の施工技術向上のための研修等を受講しているか確認します。

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に定めるものとする。(以下抜粋)

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

研修例

・ 給水工事振興財団 e-ラーニング	受講証明書等(写)を添付
・ 給水工事振興財団 現地研修	
・ 自社内研修 ○○に関する研修	

指定給水装置工事業者更新時確認書
記入要領

④ 過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行う技能を有する者の状況

- ・配水管から分岐して水道メーターを取り付けるまでの一次側給水管布設工事を施工するかどうか回答してください。

施工しない→記入は以上となります。

施工する↓

<ul style="list-style-type: none"> ・技能を有する者・・・施工経験がある者
<ul style="list-style-type: none"> ・下記経験・・・・・・・・配水管への分水栓の取付・穿孔・給水管接合のすべての経験を有しているか。
<ul style="list-style-type: none"> ・資格等の有無・・・・・・・・○・×を記入
<ul style="list-style-type: none"> ・保有している資格等 以下に記載している資格等（太字下線部）を記載してください。 I 水道事業等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた<u>配管工</u> II 職業能力開発促進法（S44年法律第64号）第44条に規定する<u>配管技能士</u> III 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の<u>配管科の課程修了者</u> IV 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者<u>講習会修了者</u>、配管技能<u>検定会合格者</u>、配管<u>技能者認定</u>)

資格を証明する書類（資格証、修了書等の写しを添付してください。）

技能を有する者の指名は公表対象ではありません。

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省で定める給水装置工事業の事業運営に関する基準は次に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及びほかの地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。